

火薬庫外貯蔵所（競技用紙雷管）基準チェックリスト

名 称			
所 在 地			
貯蔵する者等の区分	規則第15条の表 (1) イ 、ロ、ハ)、(2)、(3)、(4)、(5) (6ヶ月以内、その他)、(6) (イ、ロ)、(7)、(8)		
貯 蔵 量	火薬類の種類	指示貯蔵量	検査時貯蔵量
	競技用紙雷管 (煙火)	5000g	_____g (0.07g _____個)
適用条項	基準（適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/> ）		適
規則第21条第1項第1号	庫外貯蔵所の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。		<input type="checkbox"/>
" 第2号	庫外貯蔵所の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。		<input type="checkbox"/>
" 第4号	庫外貯蔵所内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。（搬出入装置等を除く。）		<input type="checkbox"/>
" 第6号	ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。		<input type="checkbox"/>
" 第10号	製造後1年以上を経過した火薬類は、異常の有無に注意する。		<input type="checkbox"/>
規則第16条 第1号	火災及び盗難の防止について留意する。		<input type="checkbox"/>
規則第57条 規則第64条	一定期間（硝酸エステル及びこれを含わない火薬：3年）を経過した火薬類は安定度試験を実施し、結果を報告している。		<input type="checkbox"/>